

平成26年9月第33回互理町議会定例会会議録（第6号）

○ 平成26年9月19日第33回互理町議会定例会は、互理町役場仮設庁舎大会議室に招集された。

○ 応招議員（18名）

1 番 鈴木洋子	2 番 高野孝一
3 番 熊田芳子	4 番 小野一雄
5 番 佐藤正司	6 番 安藤美重子
7 番 百井いと子	8 番 渡邊重益
9 番 鈴木邦昭	10番 渡邊健一
11番 四宮規彦	12番 高野進
13番 熊澤勇	14番 佐藤アヤ
15番 高橋晃	16番 鞠子幸則
17番 佐藤實	18番 安細隆之

○ 不応招議員（なし）

○ 出席議員（18名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（なし） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	齋 藤 貞	副 町 長	三戸部 貞 雄
総務課長	佐 藤 浄	企画財政課長	吉 田 充 彦
用地対策課長	佐 藤 雅 徳	税務課長	佐 藤 邦 彦
町民生活課長	牛 坂 昌 浩	福祉課長	阿 部 清 茂
被災者支援課長	西 山 茂 男	健康推進課長	佐々木 利 久
農林水産課長	齋 藤 幸 夫	商工観光課長 兼わたり温泉 鳥の海所長	酒 井 庄 市
都市建設課長	佐々木 人 見	都市建設課 専門官	市 川 仁
復興まちづくり課長	千 葉 英 樹	上下水道課長	川 村 裕 幸
会計管理者 兼会計課長	鈴 木 久 子	教育長	岩 城 敏 夫
学務課長	鈴 木 邦 彦	生涯学習課長	熊 澤 一 弘
農業委員会 事務局長	菊 地 和 彦	選挙管理委員会 書記長	佐 藤 浄
代表監査委員	齋 藤 功		

○ 事務局より出席した者の職氏名

事務局長	丸 子 司	庶務班長	丸 子 城
主 事	櫻 井 直 規		

議事日程第6号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
議長諸報告
- 日程第 2 追加議案の説明
- 日程第 3 認定第 1号 平成25年度亶理町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 認定第 2号 平成25年度亶理町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第 3号 平成25年度亶理町奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第 4号 平成25年度亶理町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第 5号 平成25年度亶理町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第 6号 平成25年度亶理町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第 7号 平成25年度わたり温泉島の海特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第 8号 平成25年度亶理町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第 9号 平成25年度亶理町工業用地等造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第10号 平成25年度亶理町水道事業会計決算認定について
(以上10件一括議題・特別委員会委員長報告)
- 日程第13 議案第91号 教育委員会委員の任命について
- 日程第14 報告第25号 専決処分の報告について(賠償額の決定及び和解)
- 日程第15 報告第26号 専決処分の報告について(賠償額の決定及び和解)

日程第16 議発第 3号 「手話言語法」制定を求める意見書

日程第17 議発第 4号 集団的自衛権の行使について、国民的な合意と慎重な対応を求める意見書

日程第18 委員会の閉会中の継続調査申出について

日程第19 委員会の閉会中の先進地調査申出について

午前 10時00分 開議

議長（安細隆之君） おはようございます。

会議が始まる前に議員各位、傍聴される皆様にご連絡をいたします。

本日の会議は、広報取材のため町執行部から傍聴席での写真撮影の申し入れを受け、これを許可しておりますのでご了承願います。

これより本日の会議を開きます。

まず、クールビズでありますので、暑い方は上着を外すことを許可いたします。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（安細隆之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、1番鈴木洋子議員、2番高野孝一議員を指名いたします。

議長諸報告

議長（安細隆之君） 次に、諸般の報告をいたします。

第1、町長提出議案についてであります。町長から追加議案3件が提出されております。

第2、さきに委員会に付託しておりました平成25年度互理町各種会計決算認定について、決算審査特別委員会から審査報告書を受理しております。

第3、議員提出議案についてであります。意見書案2件を受理しております。

第4、各常任委員会並びに議会運営委員会から閉会中の継続調査の申し出を受

理しております。

第5、議会運営委員会及び教育福祉常任委員会から先進地視察調査の申し出を受理しております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第 2 追加議案の説明

議長（安細隆之君） 日程第2、追加議案の説明を求めます。

町長、登壇。

〔町長 齋藤 貞君 登壇〕

町長（齋藤 貞君） おはようございます。

それでは、追加議案の説明を申し上げさせていただきます。

本日、追加議案としてご提案申し上げ、ご審議賜りますのは人事案件1件及び報告2件であります。よろしくご審議方、お願い申し上げます。

それでは、概要についてご説明申し上げます。

議案第91号 亶理町教育委員会委員の任命についてであります。現在任命しております5名の教育委員会委員のうち、平成26年9月30日をもって任期満了となる1名の委員が退任となるため、その後任として江戸 寿氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

報告第25号 専決処分の報告について（賠償額の決定及び和解）につきましては、仙台法務局名取出張所の駐車場で発生した公用車事故における関係者との和解について、専決事項の指定第2項の規定により平成26年8月27日に専決処分したことから、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。

報告第26号 専決処分の報告について（賠償額の決定及び和解）につきましても、仙台市太白区四郎丸字落合地内の駐車場で発生した公用車事故における関係者との和解について、専決事項の指定第2項の規定により平成26年9月1日に専決処分したことから、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。

以上、追加提出議案等についてご説明申し上げましたが、何とぞ慎重ご審議賜り

まして、原案どおりご承認くださいますようお願い申し上げます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 追加議案の説明が終わりました。

日程第 3 認定第 1 号 平成25年度亶理町一般会計歳入歳出決算認定についてから

日程第12 認定第10号 平成25年度亶理町水道事業会計決算認定についてまで

（以上10件一括議題）

議長（安細隆之君） 日程第3、認定第1号 平成25年度亶理町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第12、認定第10号 平成25年度亶理町水道事業会計決算認定についてまでの以上10件を一括議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（安細隆之君） 本件に関し、決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

委員長、登壇。

〔決算審査特別委員会委員長 鞠子幸則君 登壇〕

決算審査特別委員会委員長（鞠子幸則君） お手元の委員会審査報告書を読み上げて報告いたします。

亶理町議会議長、安細隆之殿。決算審査特別委員会委員長、鞠子幸則。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

付託事件。認定第1号 平成25年度亶理町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第2号 平成25年度亶理町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号 平成25年度亶理町奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号 平成25年度亶理町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第5号 平成25年度亶理町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について、認定第6号 平成25年度亶理町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第7号 平成25年度わたり温泉鳥の海特別会計歳入歳出決算認定について、認定第

8号 平成25年度亘理町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第9号 平成25年度亘理町工業用地等造成事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第10号 平成25年度亘理町水道事業会計決算認定について。

2 審査の経過。第33回亘理町議会定例会において当委員会に付託された、平成25年度亘理町一般会計歳入歳出決算外9件の認定案の審査のため、9月12日から9月18日までに4日間委員会を開催しました。

審査に当たっては、担当課長などに説明員として出席を求めました。

(1) 方針。当局から提出された「主要な施策の成果と予算執行の実績報告」及び監査委員から提出された「亘理町一般会計・特別会計並びに基金運用状況に関する決算審査意見書」を参照し、行政効果・財源の確保・予算執行の状況などについて、議会の議決どおりに執行されたかを審査しました。

(2) 経過。9月12日金曜日、認定第1号 平成25年度亘理町一般会計歳入歳出決算認定。歳入全部、歳出第1款議会費、第2款総務費、第3款民生費、第4款衛生費、第9款消防費、第12款公債費、第13款予備費審査。

9月16日火曜日、認定第1号 平成25年度亘理町一般会計歳入歳出決算認定。歳出第5款労働費、第6款農林水産業費、第7款商工費、第8款土木費、第10款教育費、第11款災害復旧費審査。認定第3号 平成25年度亘理町奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定審査。

9月17日水曜日、認定第2号 平成25年度亘理町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定審査。認定第4号 平成25年度亘理町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定審査。認定第5号 平成25年度亘理町土地取得特別会計歳入歳出決算認定審査。認定第6号 平成25年度亘理町介護保険特別会計歳入歳出決算認定審査。認定第7号 平成25年度わたり温泉鳥の海特別会計歳入歳出決算認定審査。認定第8号 平成25年度亘理町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定審査。認定第9号 平成25年度亘理町工業用地等造成事業特別会計歳入歳出決算認定審査。認定第10号 平成25年度亘理町水道事業会計決算認定審査。

9月18日木曜日、現地調査。

(3) 審査の結果。各種会計とも款・項に従い慎重に審査した結果、各会計いずれも原案のとおり認定すべきであると決しました。

以上で、報告といたします。

議長（安細隆之君） 委員長の報告が終わりました。

この際、お諮りいたします。認定第1号から認定第10号までの以上10件は、議長及び議会選出監査委員を除く16人の委員をもって4日間審査したのであります。よって、質疑は先例に従い省略し、議案ごとに討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案ごとに討論、採決を行います。

まず、認定第1号 平成25年度亙理町一般会計歳入歳出決算認定について討論を許します。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、認定第1号 平成25年度亙理町一般会計歳入歳出決算認定について採決いたします。採決は、起立により行います。

認定第1号について、委員長の報告は「認定すべきである」であります。本決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（安細隆之君） 着席願います。

起立全員であります。よって、認定第1号 平成25年度亙理町一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第2号 平成25年度亙理町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を許します。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、認定第2号 平成25年度亙理町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。採決は、起立により行います。

認定第2号について、委員長の報告は「認定すべきである」であります。本決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（安細隆之君） 着席願います。

起立全員であります。よって、認定第2号 平成25年度亙理町国民健康保険特別

会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第3号 平成25年度亙理町奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、認定第3号 平成25年度亙理町奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。採決は、起立により行います。

認定第3号について、委員長の報告は「認定すべきである」であります。本決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（安細隆之君） 着席願います。

起立全員であります。よって、認定第3号 平成25年度亙理町奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第4号 平成25年度亙理町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、認定第4号 平成25年度亙理町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。採決は、起立により行います。

認定第4号について、委員長の報告は「認定すべきである」であります。本決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（安細隆之君） 着席願います。

起立全員であります。よって、認定第4号 平成25年度亙理町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第5号 平成25年度亙理町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、認定第5号 平成25年度亙理町土地取得特別会計歳入歳出決算認定に

ついて採決いたします。採決は、起立により行います。

認定第5号について、委員長の報告は「認定すべきである」であります。本決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（安細隆之君） 着席願います。

起立全員であります。よって、認定第5号 平成25年度亙理町土地取得特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第6号 平成25年度亙理町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、認定第6号 平成25年度亙理町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。採決は、起立により行います。

認定第6号について、委員長の報告は「認定すべきである」であります。本決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（安細隆之君） 着席願います。

起立全員であります。よって、認定第6号 平成25年度亙理町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第7号 平成25年度わたり温泉鳥の海特別会計歳入歳出決算認定について討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、認定第7号 平成25年度わたり温泉鳥の海特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。採決は、起立により行います。

認定第7号について、委員長の報告は「認定すべきである」であります。本決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（安細隆之君） 着席願います。

起立全員であります。よって、認定第7号 平成25年度わたり温泉鳥の海特別会

計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第8号 平成25年度亘理町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、認定第8号 平成25年度亘理町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。採決は、起立により行います。

認定第8号について、委員長の報告は「認定すべきである」であります。本決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（安細隆之君） 着席願います。

起立全員であります。よって、認定第8号 平成25年度亘理町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第9号 平成25年度亘理町工業用地等造成事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、認定第9号 平成25年度亘理町工業用地等造成事業特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。採決は、起立により行います。

認定第9号について、委員長の報告は「認定すべきである」であります。本決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（安細隆之君） 着席願います。

起立全員であります。よって、認定第9号 平成25年度亘理町工業用地等造成事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第10号 平成25年度亘理町水道事業会計決算認定について討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、認定第10号 平成25年度亘理町水道事業会計決算認定について採決い

たします。採決は、起立により行います。

認定第10号について、委員長の報告は「認定すべきである」であります。本決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（安細隆之君） 着席願います。

起立全員であります。よって、認定第10号 平成25年度亶理町水道事業会計決算認定については、原案のとおり認定されました。

以上で一括議題に係る討論、採決は終了いたしました。

日程第13 議案第91号 教育委員会委員の任命について

議長（安細隆之君） 日程第13、議案第91号 教育委員会委員の任命についての件を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（齋藤 貞君） それでは、議案第91号 教育委員会委員の任命についてご説明申し上げます。

今回提案いたしますのは、現教育委員会委員であります森 恵子氏が、平成26年9月30日をもって任期満了となることから、その後任として次の者を最適任であると考え教育委員に任命したいと存じまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

住所につきましては、亶理町荒浜字水神63番地1。名前は江戸 寿。生年月日は昭和24年8月14日、65歳でございます。

経歴につきましては、別ページのほうに記載されておりますが、昭和51年3月に東北学院大学文学部を卒業され、同年4月に教鞭をとられてから、34年間にわたりまして学校教育の現場において力を発揮された方であります。また、平成16年11月から平成23年3月までは、豊富な知識と経験を買われ、亶理町町史編纂委員会の委員としてもご尽力いただいた方でございます。

そこで、これまでの経歴と教育行政に精通されたすぐれた識見、人格高潔である江戸氏にご就任いただくことが本町教育行政の進展に有用であると考え、ご提案申し上げます。

議員各位のご同意方、よろしくお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。以上でございます。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

討論は、先例により省略いたします。

これより、議案第91号 教育委員会委員の任命についての件を採決いたします。
この採決は起立により行います。

本案は、これに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（安細隆之君） 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第91号 教育委員会委員の任命についての件は、これに同意することに決しました。

日程第14 報告第25号 専決処分の報告について（賠償額の決定及び和解）

日程第15 報告第26号 専決処分の報告について（賠償額の決定及び和解）

議長（安細隆之君） 日程第14、報告第25号 専決処分の報告について及び日程第15、報告第26号 専決処分についての報告の以上2件は、関連がありますので一括議題といたします。

報告第25号及び報告第26号について、当局からの提案理由の説明を求めます。
企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） それでは、初めに報告第25号 専決処分の報告についてご説明申し上げます。

追加議案書の4ページをお開き願います。

報告第25号 専決処分の報告について。

平成26年8月27日、損害賠償額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。

よって、同条第2項の規定により報告するものでございます。

次の5ページをお開きいただきたいと思います。

専決処分書でございます。

平成26年4月22日に仙台法務局名取出張所の駐車場で発生した公用車の事故について、損害賠償額の決定及びこれに伴う和解の必要が生じたので、専決事項の指定（平成16年度亙議発第10号）第2項の規定により専決処分したものでございます。

月日につきましては、平成26年8月27日でございます。

次に、6ページをお開き願います。

別紙といたしまして、和解及び損害賠償の額について。

平成26年4月22日に仙台法務局名取出張所の駐車場で発生した公用車の事故について、下記のとおり賠償額を決定し和解する。

具体的な事故の内容でございますが、仙台法務局名取出張所内の駐車場でバックで駐車しようとして公用車をバックさせているところに、前向きで駐車しておりました相手方の車がバックしてきたため、公用車の運転席側に相手方の車の左後方の角が接触した物損事故でございます。

なお、双方とも人体につきましては一切けがはないということでございました。

記といたしまして、1 和解の相手方、所有者、岩沼市下野郷字新田376番地の1、株式会社エスパイラー、運転者、星 のぶ。2 和解の内容といたしまして、（1）亙理町は、本件事故に関し補修費として、上記相手方に対し、金2万6,938円を支払うものとする。（2）としまして、相手方と亙理町は、本件事故に関し、本条項に定めるほか今後いかなる事情が発生しても、異議申し立てをしないことを双方とも確約する。

以上が、報告第25号でございます。

続きまして、報告第26号になります。

隣の7ページをお開きいただきたいと思います。

報告第26号 専決処分の報告について。

平成26年9月1日、損害賠償額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。

よって、同条第2項の規定により報告するものでございます。

8ページをお開きいただきたいと思います。

専決処分書でございます。

平成26年5月28日に仙台市太白区四郎丸字落合地内の駐車場で発生した公用車の事故について、損害賠償額の決定及びこれに伴う和解の必要が生じたので、専決事項の指定（平成16年度亘議発第10号）第2項の規定により専決処分したものでございます。

月日につきましては、平成26年9月1日でございます。

隣の9ページをごらんいただきたいと思います。

別紙としまして、和解及び損害賠償の額について。

平成26年5月28日に仙台市太白区四郎丸字落合地内の駐車場で発生した公用車の事故について、下記のとおり賠償額を決定し和解する。

ということで、具体的な事故の内容でございますが、公用車がこの駐車場から出る際に、相手方の車も同時に駐車場から出ようとしており、双方ともバックで進んでいる最中に衝突した物損事故でございます。

なお、双方とも人体につきましては一切けが等はないということでございました。

記といたしまして、1 和解の相手方、所有者、仙台市太白区中田町字前沖北34番地の4 中田ガーデンハイツ205、運転者、小関由佳子。和解の内容としまして、（1）亘理町は、本件事故に関し補修費として、上記相手方に対し、金8万3,739円を支払うものとする。（2）相手方と亘理町は、本件事故に関し、本条項に定めるほか今後いかなる事情が発生しても、異議申し立てをしないことを双方とも確約する、でございます。

以上で、報告を終わります。

議長（安細隆之君） 専決処分の報告についての説明が終わりましたが、本件は報告だけでありますので、ご了承願います。

日程第16 議発第3号 「手話言語法」制定を求める意見書

議長（安細隆之君） 日程第16、議発第3号 「手話言語法」制定を求める意見書の件を

議題といたします。

提出者から趣旨説明を求めます。小野一雄議員、登壇。

- 4 番（小野一雄君） それでは、私のほうから、「手話言語法」制定を求める意見書について、読み上げて説明にかえます。

手話は、音声聴こえない、聴こえづらい、音声で話すことができない、話しにくいろう者にとって、聴こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語である。

しかしながら、ろう学校では手話を使うことは禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。

平成18年12月に採択された国際連合の「障害者の権利に関する条約」には、「手話は言語である」ことが明記されている。

「障害者の権利に関する条約」の批准に向けて政府は国内法の整備を進め、平成23年8月に成立した「改正障害者基本法」第3条では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」ことが定められ、手話は言語に含まれることが明記された。

また、「改正障害者基本法」第22条では、国・地方公共団体に対して、障害者の意思疎通のための情報確保の施策を義務付けている。

これらの理念や制度が、実際の生活に生かされるよう、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に周知し、音の聴こえない子供が手話を身に付け、手話で学ぶことができ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及・研究することができる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考えらる。

よって亘理町議会は、政府と国会は手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に周知し、音の聴こえない子供が手話を身に付け、手話で学ぶことができ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及・研究することのできる環境整備を目的とした「（仮称）手話言語法」を制定することを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月19日。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣

殿。

宮城県亶理町議会。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議発第3号 「手話言語法」制定を求める意見書の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議発第3号 「手話言語法」制定を求める意見書の件は原案のとおり可決されました。

日程第17 議発第4号 集団的自衛権の行使について、国民的な合意と
慎重な対応を求める意見書

議長（安細隆之君） 日程第17、議発第4号 集団的自衛権の行使について、国民的な合意と慎重な対応を求める意見書の件を議題といたします。

提出者から趣旨説明を求めます。鞠子幸則議員、登壇。

16番（鞠子幸則君） 私のほうから、議案を読み上げて説明といたします。

亶理町議会議長 安細隆之殿。

提出者 亶理町議会議員鞠子幸則、賛成議員 亶理町議会議員百井いと子、賛成議員 亶理町議会議員高野 進。

集団的自衛権の行使について、国民的な合意と慎重な対応を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

集団的自衛権の行使について、国民的な合意と慎重な対応を求める意見書。

集団的自衛権について、歴代政府は、国際法上、集団的自衛権を有しているが、

これを行使して、我が国が直接攻撃されていないにもかかわらず他国に加えられた武力攻撃を実力で阻止することは、憲法第9条の下で許される個別的自衛権の行使の範囲を超えるものであり許されないとしてきました。

私たちは、アジアで2,000万人以上、日本で310万人の死者を出した、先の第2次世界大戦の教訓から、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないように決意し」（憲法前文）、国民主権、戦争の放棄、基本的人権の尊重を3大原則とする日本国憲法を制定して戦後の歩みを始めました。そして、日本は、全世界に戦争をしない国であることを宣言し、国際社会で名誉ある地位を占め信頼を得てきました。

各種世論調査では、集団的自衛権の行使容認を多くの国民が認めていないことが、明らかになっています。今、政府に一番取り組んでほしい国内の問題は、本町をはじめとする大震災被災地、被災者の早期の復旧・復興であります。集団的自衛権の行使容認については、十分な国民的な議論がなされているとはいえません。

よって次のことを強く要望します。

国会、政府においては、集団的自衛権の行使について、立憲主義をふまえた国民的な合意を得るよう努めるとともに慎重に対応すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年9月19日。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、外務大臣、防衛大臣殿。

宮城県亘理町議会。

以上であります。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

まず、原案反対の方の発言を許します。9番鈴木邦昭議員。

9番（鈴木邦昭君） 反対の立場から、集団的自衛権について述べさせていただきます。

集団的自衛権といいますと、他国防衛、そういう言葉が先行しております。そのために自衛隊が他国に行って戦争するとか、我が国が直接攻撃されていないにもか

かわらず、他国に加えられた武力攻撃を実力で阻止するとか、全く誤った捉えかたをされておりす。

集団的自衛権の行使については、あくまでも自国防衛であって、他国に加えられた武力攻撃を実力で阻止するという他国の防衛ではありません。

今回の集団的自衛権については、平和主義という憲法の柱を堅持し、憲法第9条のもと、この憲法第9条のもとで認められる自衛の措置の限界を示したものと、このように思います。以上です。

議長（安細隆之君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。12番高野 進議員。

12番（高野 進君） 意見書に賛成の立場から討論をいたします。

この案は、集団的自衛権の行使に賛成、あるいは反対の意見書ではありません。

（「何なの」の声あり）表題にある集団的自衛権の行使について、国民的な合意と慎重な対応を求める意見書であります。すなわち、憲法第96条にある憲法改正の発議、国民投票及び公布に基づいた国民的な合意を求めるものであり、一内閣での解釈改憲はいかなるものかというものであります。また、慎重な対応を求めることについて、衆議院、参議院での審議は7月14日、15日の2日間だけでありました。とても慎重審議がなされたとは言えません。よって、表題にある集団的自衛権の行使について、国民的な合意と慎重な対応を求める意見書に賛成であります。以上です。

議長（安細隆之君） ほかに討論はありませんか。14番佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 今回閣議決定されたのは、他国防衛ための集団的自衛権の行使は認めておりません。（「賛成か反対か」の声あり）

議長（安細隆之君） 反対討論ですよ。

14番（佐藤アヤ君） 反対でいいんですよ。今回閣議決定された内容は、他国防衛ための集団的自衛権の行使は認めておりません。我が国の武力行使は、あくまでも自国防衛に限った措置であります。それで、これから来年の通常国会で法整備が図られることになっておりますがその前に意見書というのはまだ早い段階であると考えております。以上で反対討論といたします。

議長（安細隆之君） ほかに討論ありませんか。（「賛成討論ですか」の声あり）7番百井いと子議員。

7番（百井いと子君） 集団的自衛権の行使容認の閣議決定は、日本国憲法前文における

「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。」という憲法の意味に反しています。また、前文は、「われらは、いづれの国家も、自国のことのみ専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。」とうたわれています。したがって、今回の閣議決定は、我々日本国民の意思を無視し、日本国憲法をも無視した政府の暴挙であり、決して許されるものではありません。

そもそも、憲法に拡大解釈などという文言は含まれておらず、政府の都合で解釈を変更するなどということはあってはならないものと考えます。もし、政府が集団的自衛権を行使したいのであれば、憲法にのっとり、広く国民の意思を反映させたものでなければ到底受け入れられるものではありません。

したがって、集団的自衛権の行使については、立憲主義を踏まえた国民的合意を得ることを含め、慎重に対応することを望むものであります。

以上の理由により、集団的自衛権の行使について、国民的な合意と慎重な対応を求める意見書に賛成いたします。

議長（安細隆之君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議発第4号 集団的自衛権の行使について、国民的な合意と慎重な対応を求める意見書の件を採決いたします。この採決は、起立により行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（安細隆之君） 着席願います。

起立少数であります。よって、議発第4号 集団的自衛権の行使について、国民的な合意と慎重な対応を求める意見書の件は、否決されました。

日程第18 委員会の閉会中の継続調査申出について

議長（安細隆之君） 日程第18、委員会の閉会中の継続調査申出の件を議題といたします

す。

各常任委員会並びに議会運営委員会の委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

日程第19 委員会の閉会中の先進地調査申出について

議長（安細隆之君） 日程第19、委員会の閉会中の先進地調査申出の件を議題といたします。

議会運営委員会及び教育福祉常任委員会の各委員長から、会議規則第73条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の先進地調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、これを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、これを承認することに決定いたしました。

以上をもって、本会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって、平成26年9月第33回亘理町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午前10時52分 閉会

上記会議の経過は、事務局長 丸 子 司の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘 理 町 議 会 議 長 安 細 隆 之

署 名 議 員 鈴 木 洋 子

署 名 議 員 高 野 孝 一